

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ↳ リース契約を解約した場合の取扱い

**Q** :ファイナンスリース契約が売買取引として取り扱われるようになりましたが、リース契約が解約になった場合、消費税は、どのように取り扱われるのですか？

**A** :貸し手は課税仕入を、そして借り手は課税売上を行ったこととなります。

### 【解説】

ファイナンスリース契約は、原則として、リース期間中、解約できないこととなっていますが、リース料の不払いなどの契約違反があった場合には、一般的に契約解除事由とされています。

ところで、こうした契約解除があった場合の消費税の取扱いですが、通達では、次のように取り扱うこととされています。

### [貸し手]

貸し手が契約解除してリース資産の取戻しを行った場合には、取戻しの時点において、リース資産の価額を対価とする課税仕入を行ったこととする。

### [借り手]

借り手は、その時点において、代物弁済により消滅した債務の額により、資産の譲渡を行ったものとして取り扱う。

つまり、契約が解除されてリース資産を返却したときは、その返却した時点における残りリース債務を対価として借り手がリース物件を売却したものとして取り扱われることになるわけです。なお、この取扱いは、契約の合意解約に伴うリース資産の返却についても同じ扱いになります。

